

改正

平成27年12月24日条例第35号

令和5年3月28日条例第2号

柳井市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、柳井市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項第1号から第3号までに掲げる事務に関し、市長に意見を述べるほか、同項第4号の規定により、子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子育て支援サービスの利用者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日条例第35号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。